

平成 30 年 1 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 30 年 1 月 24 日（水）

午後 3 時 15 分～午後 4 時 00 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

1. 開催日時：平成 30 年 1 月 24 日（水） 午後 3 時 15 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(13 人)

会長	松山多作					
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治					
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸			
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛			
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆			
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 浦 いせ子			

(推進委員：2 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： 2 番 小崎八郎治委員
(推進委員) 木村一夫推進委員 福田直次推進委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 10 番 北野長義委員 3 番 吉田英章委員
- 第 2 議案第 1 号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について
- 第 3 議案第 2 号 小値賀町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について
- 第 4 その他
・2 月の総会の日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
係長 山元 忍
書記 ~~岩坪 百合~~

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長： 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成30年1月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の出席委員は13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： 皆さんこんにちは。意見交換会から引き続きになりますが、よろしくお願ひいたします。早速ですが、始めたいと思います。

日程第 1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、10 番 北野長義委員 3 番 吉田英章委員にお願いします。

続きまして、日程第 2 議案第 1 号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

山元係長： 議案第 1 号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成 30 年 1 月 24 日 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

対象農地については、先程、現場を確認しましたが、所在地は笛吹郷字南川◇◇◇◇番◇、地目は畑で、面積は◇◇◇㎡です。登記の名義人・所有者は〇〇〇〇さんになっております。耕作放棄地の把握年月日としましては、平成 29 年 11 月 16 日になっております。現況につきましては、先程見ていただいたとおりでして、L 字型になっております。一部は萱が伸びた状態で、奥の広い部分につきましては雑木が生えており山林の状況を呈している状態になっております。

農地・非農地の判断基準につきましては、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等についてという形で、国から通知が出ています分の、第 3 に農地法で、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないものとし、これ以外のものは「農地」に該当するものとする。1 として、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、1 以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合、とあります。

判断後の対応としましては、農地と判断した場合は、解消の指導を行うこととなります。非農地と判断した場合は、所有者に非農地通知書を発送し、町の税務部局・県・法務局に非農地通知一覧を送付するようになります。通知を持ちまして、所有者は登記地目を山林原野等に変更できるようになります。農業委員会は、農地基本台帳から当該農地を山林原野として整理し、非農地台帳の作成、整備をするようになっております。

現況も見ていただいたとおりですし、以上のような判断基準に基づいて判断していただければと思います。以上で説明を終わります。

松山会長： ただいま、事務局より説明がありましたが、何かございませんか。

ないようでしたら、非農地と判断ということによろしいですか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

次に、日程第3 議案第2号 小値賀町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

山元係長： 議案第2号 小値賀町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について、農業委員会等に関する法律第7条に基づく、小値賀町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の策定について、農業委員会の審議に付す。平成30年1月24日 小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

指針は別添のとおりですが、参考としまして、農業委員会に関する法律第7条に、農業委員会は次に掲げる事項について指針を定めるよう努めなければならないとなっております。「その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法、この事項を指針で定める」と。前項の指針の定め、又これを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないということで、小値賀町の場合は総会に推進委員と一緒に出席していただいておりますので、総会の場での審議とさせていただきます。

その指針ですが、遊休農地の解消面積を15ha、目標設定の考え方といたしましては、第4次小値賀町総合計画（平成26年度～平成35年度）において、耕作放棄地の解消目標を年5haで謳っており、3年間で延べ15haの解消を目標とさせていただきます。具体的な取り組み方法ですが、農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関が連携し、農地の利用状況調査等により遊休農地の状況を把握し、耕作放棄地所有者への働き掛けを行うとともに、農地利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付け及び利用希望者とのマッチングを行うなど一層の遊休農地の解消を図っております。

続きまして、担い手への農地利用集積についてです。担い手への農地利用集積目標を36haとして、目標設定の考え方は、長崎県農業振興公社と地元とのすり合わせの中で、集積目標を12haで掲げており、3年間で延べ36haを目標とするとなっております。具体的な取り組み方法につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員による地域の担い手への利用集積・集約化を進めるため、人・農地プランに基づき集落での農業者等の話し合いに参加し、関係機関と連携して利用集積活動を実施するとともに、円滑な権利移動ができるよう広報誌等を活用し基盤強化促進法による利用権設定および農地中管理事業等の周知を図っております。

続きまして、新規参入の促進についてです。新規参入の促進目標は、3経営体としております。目標設定の考え方としましては、小値賀町では農業研修生の受け入れを毎年行っており、3年間の内に3名の研修生を就農させることを目標とすると、させていただきます。具体的な取り組み方法ですが、窓口等における新規参入希望者への相談活動を行うとともに、農地情報を提供するほか関係機関と連携し各種補助制度や有利な融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。農業委員と農地利用最適化推進委員は、

農地に関する情報を提供する役割を担うとともに、青年や女性の新規就農者・企業参入者の掘り起こしのため、就農候補地を斡旋したり農地所有者との架け橋を行ったりなど支援活動を行うというようにしております。

その他ですが、この指針は年度初めに見直しを行うことを原則とするということで、本日付けで策定の案として作らせていただいております。

法律上は努めなければならないとなっておりますが、最適化交付金という形で基本額部分と別に皆さんの活動実績に合わせて最適化交付金をいただくためにも、法律とは別に補助金の方の決まり事でされているので、それに基づいて定めるものです。内容につきましては、県・国のひな型を参考に小値賀町の状況を入れて作らせていただいております。集積目標や新規参入につきましては、農業委員会の重点目標もありまして、そちらの方との整合性も図り作成させていただいております。説明としては以上です。

松山会長： ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問はございませんか。

前田委員、お願いします。

前田委員： 中間管理機構の中で、農業者との意見交換会でも話がありました。松山会長が、農家台帳に基づいて意向調査をしているという意見を出していましたが、私が感じた中では、全くあてにならないです。というのは、今までにそういうように農業委員会を利用した土地しか載ってないです。地区の中を見るとほとんどが耕作していない状態で、私は作れなくなったので作ってもらえないかという、いわゆるヤミ小作がほとんどです。それが契約していないので載っていません。そういうのが積極的に中間管理機構を利用しないと何かにつけて調べ物をする時にでも、表に出てこない限りはされないということで、何かヤミ小作でしている農地が表に出てくるような進め方というのは考えていないのかと思います。恐らく、ほとんどの地区がそのような状況の農地の貸し借りが多いのではないかと思います。●●さんもおっしゃっていましたが…。

松山会長： 農家台帳に載っていないということは、その地区の委員はわかるかと思いますが、他に持って来られても農業委員会にあがってもわかりません。しかし、あの調査の中の「これから農業をどこで止めますか、止めた時はどうしますか」というのを結局「離農した時にこの土地をどうしますか」という形での調査しかできないと思います。拾い上げは地元しかなかできないと思います。以前に前田委員が言われたように、地区の寄り合いのときなどに説明して拾い上げてもらわない限りは、委員会で決め事しても出てこないと思います。

前田委員： 1月3日の地区の初寄りの時は、今までとは違う、農業委員会そのものの法が変わり、こういう状況で進んでおります。中間管理機構を利用して貸し借りをすれば、3年間は受け手と貸し手は都合よくしてくれるので、そういう方法で利用してもらえればということで、私なりに産業振興課の農林の方に言ってもらえれば相談やお手伝いしますと説明はしました。しかし、私からすると事務局が来て説明しますが、皆さん、あまりわかってもらえてないと思います。

事務局長： 先程の意見交換会でも話があったかと思いますが、中間管理事業の受託団体の担い手公社と産業振興課と農業委員会と一緒に推進していかないといけないと思います。

以前、農業委員会の制度が変わるときに、イノシシの問題も合わせて地区回りをしましたが、そういうのは計画していかなければならないと思っております。

前田委員： 地区の人も案外、農業委員には言いません。あの農地は作れなくなったと言って、他の人に作らせたりしています。前もって、状況を言ってもらえれば、中間管理機構の説明をして進められるのですが…。

松山会長： 今は借りた農地をあげているのですが、本来でしたら中間管理機構にあげたら、誰にでも貸してもよいとなっておりますので、それが一つのネックになっていると思います。もしかしたら、あの人には貸したくないというのが出てくるかと思えます。

大久保推進委員： 現実、預けて荒らかすと、なぜあの人に貸したのかとなります。

松山会長： その問題が一番にあるかと思えます。一つは、中間管理事業というのを本来が納得していないと思います。私たちに、説明してと言っても…。

大久保推進委員： 結局、管理機構は「全部預けてください」「都合のいい農地だけ貸してください」「他は借りません」と言って話が全然通じないので説明ができません。そういう主旨ではなかなかできません。できる限りだけお願いしますとしていますが、現実、この人は全部預けようとしたのですが、ここはいらないとされました。

松山会長： 借り手がもう見つかりませんかですか。

大久保推進委員： 借りる人がいけませんので、この農地は借りません。小さい農地は借りません。目に悪いので借りません。よいところの農地を貸してというと、やはり断られます。

松山会長： 全部をあげてやってくれるのならいいのですが、借り手がいなかったら3年したら返ってくるという格好ですので、制度自体も不利なことかがあるかと思えます。

大久保推進委員： 全部預けてくださいというのも無理な話です。

松山会長： その辺は局長も言われるように、私たちとしてもできるだけ出向いて説明するような格好でいかなければと思います。

大久保推進委員： 一人ずつ、空いている土地があれば、その土地の所有者を調べて、どうしますかと聞いていけると思えます。

松山会長： できれば近回りに担い手がいればその人に集約して、それがだいたい中間管理機構の目的だと思います。そういう方向性を見出していかないと、会長・事務局長会議で農業会議が説明しても、ここで言われるとおりです。しかし、現実的に見れば離島と本土では違いますし、なかなか難しいですが、今後、皆さんと考えていかなければと思います。

事務局長： 全体で考えると話が大きくて、なかなかどうすればいいのかという雰囲気になるので、委員の任期も3年あるわけですから、一年でこれだけやらなければいけないというのは思わなくていいです。少しずつやれるところからやっていき、先程の意見交換会で松口前会長がおっしゃっていましたように、今、大久保推進委員が言われるようなところもありますので、そういうところは非農地通知を発出していくという、そういうこととセットで進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

大久保推進委員： 4月に農業振興地域の線引きがあるのではないのですか。

山元係長： 振興地域自体の区域の見直しというのは、土地利用計画にも関わってくることでなかなかできなく、地域自体の見直しというのはできないですが、用途区分というのがありまして、ここは農用地、ここは農業用施設用地などそういう区分の見直しをしないといけないと思います。農振地域というのは区域ですので、円になります、この円の中に入っているものが農業振興地域です。この中で、用途区分というのは、その中にある一筆ごとに対して区分設定しています。その見直しはしないといけないと思っていますが、なかなかできていないところでは。

大久保推進委員： 端の方は出しやすいということですか。

山元係長： 現況をもって判断しながら、非農地通知を出しているところにつきましては、基本的には外す方向でやります。

松山会長： 農用地区域で結局、真ん中に一つの農地があるとしたら非農地証明は出せません。

大久保推進委員： ●●さんの牛舎の前とかですね。

松山会長： あのような農地は非農地にはなりません。しかし、住宅や山の近辺、農振地域でも端っこなどですね。今言うように、雑木が茂ってどうしようもないところに限ってできます。新田については、以前から言うように、遺跡の問題でどうもできない状態です。新田をしてもらえれば助かります。

大久保推進委員： 大抵な面積ですので、畜産農家は助かると思います。

事務局長： 新田は前の委員の時にもお話しして、●●さんの件も進めたのですが、結局、本来そこに大昔の区割りの畔があり今は全然わからないのですが、畔があったということで文化財保護法の埋蔵文化財にあたり、畔を壊してはいけないというのがあり、放牧等に利用できないかと教育委員会に話をしました。考え方は理解できますが、認められないという返事でした。表に出ている埋蔵文化財と言うそうです。畔を壊さずに盛り土するのはいいとなくなっています。盛り土するにも発掘調査が前提になり、教育委員会が調査をして文化財の姿が出て来て調査を終えたら壊さずに覆い隠す分にはいいと言う話です。何年来の問題ですので、例えば、盛り土するとどのくらいかかるのかという疑問がありましたので、県北振興局の担当の方に相談をして概算ではじいてもらいました。1mの盛り土をするのに、だいたい10億～12億かかるそうです。そういうがあるので、本当に新田に手を入れようと思えば、先程言ったように調査をし盛り土をして農地として利用をするか、極力今のままの姿で、レンコンやスッポンやクルマエビなどの話もあったかと思いますが、そういうように本当に利用していくか詰めて考えていかないといけなくなります。

前田委員： 以前、話をしたことがあるかと思いますが、番岳の調整池の泥が多く出るので、新田の区域をA工区・B工区で分けて、泥を入れてあげますという交換分合のような形でしていました。皆さん寄せられてその話をしたのですが、私たちが反対してできなかったと他の地区から言われたのですが、一つはそういう埋蔵文化財のような原因もあったわけですね。

事務局長： 文化財をさわるときは必ず調査がいきます。

前田委員： ですから、手前の方は泥を盛り上げているのですね。

事務局長： 恐らくそういうことだと思います。当然、調査する時は教育委員会の方でお金がかかりますし、それが終わり、また農地として利用するとなればそこでお金がかかります。

前田委員： 第一に、教育委員会があそこを掘るとお金がいるのでしないと思います。

松山会長： 恐らくこれから先、だんだん広まっていくだけだと思います。入口委員がいますが、年齢が年齢であがってきたら…。

新田も浅かったら、開田のようでしたらいいと思います。

大久保推進委員： 去年、実際に稲刈りを手伝いましたが、狭くて深くで大変でした。お金はかかるし、2回まわれば終わりです。

松山会長： 2回まわりが、畦畔が縦に綺麗に割れています。それが文化財にかかるそうです。

事務局長： 実際に●●さんの話があった時に、葦竹で生い茂っていたので畔があるはずというところを刈ってみました全然わかりません。わからないので畔がないことと同じですので、放牧

場で使わせてもらってもいいのではと言ったのですができませんでした。

大久保推進委員： 文化財の創出は何年になるのですか。

松山会長： 畑総をする時も、調査は文化財関係でしているそうです。調査をして、そこに何かあると
なって私たちのところも何ヶ所か掘りました。

話が長くなりましたが、そういうことで、議案第 2 号について、異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。承認することにいたします。

続きまして、日程第 4 その他について、事務局より説明をお願いいたします。

山元係長： 先程、審議させていただいた議案第 2 号の利用の最適化に関する指針についてですが、最適化交付金ということで、皆さんの活動の実績に応じた対価というのが基本の手当てに上乘せされる部分ではあります。皆さんに、毎月出していただいている活動記録簿から積み上げで作っていきますし、それがこれだけ活動したという証明になります。活動実績は主に 2 つに分かれておりまして、活動中の動いたことに対するお手当と、動いたことで得られた成果に対するお手当の 2 つがあります。成果については、今後活動していく中で得られてくるものが出てくればいいかと思いますが、活動実績はこれがないと貰えません。活動実績でするので書いてらっしゃる人は付きますが、書いていない人には付かないなど出てきますので、先程、前田委員がおっしゃいましたが、初寄りの時にこういう話をしたとか、これも立派な活動の一つですし、そういうことも書いていただければと思います。書いていただいたすべてが交付金の対象になるかどうかというのは別なのですが、なんか拾えるものがあるかと思えますし、書いていないと拾いようがありません。ぜひ、何か一言でもこういうようなことをしたというのを書いていただければ、これは拾えそうと思ったら、こちらから「これはどうということですか？」とお聞きしながら実績の方に乗せていくこともできます。何か活動した時には書いていただきたいと思います。総会は、基本の中に含まれていますので、活動の実績には見られないものです。総会以外の活動を書いていただければと思います。よろしく
お願いいたします。

松山会長： 次に、来月の総会の日程についてです。2 月 28 日（水）に決めたいと思います。よろしく
お願いいたします。

他になれば、総会を終わります。ありがとうございました。